



新しい特産品が誕生しました

町内で生産された南高梅と常陸秋そばを原料とした、梅酒「華梅（はなうめ）」と、焼酎「桜蕎（おうぎょう）」ができあがりました。詳細は2～3ページをご覧ください。

梅酒とそば焼酎ができました

発売開始：11月1日



阿見町では、地場産品を活用した新商品開発を目的として、島津梅林株式会社（島津地区）・水郷つくば農業協同組合（土浦市）・明利酒類株式会社（水戸市）とともに、南高梅を使用した「梅酒」、常陸秋そばを使用した「そば焼酎」の製造に取り組んできました。

今回、商品ができあがり、発売日が11月1日（月）に決定しました。取扱店舗に つきましては、町ホームページにおいて随時お知らせします。皆さまぜひご賞味ください。

※商品・販売場所等に関する詳細は左記へお問い合わせください

町町政策企画課 ☎ 888-1111 (216)

HP <http://www.town.ami.lg.jp/000009400.html>





阿見町の南高梅

島津地区にて、高齢化や担い手不足で放棄された耕作地を、梅林として再生する取り組みが行われています。

整地および南高梅 750 本を定植。その後、3ha 以上の耕作放棄地の解消に成功しました。

島津梅林では、独自の整枝方法をとっており、もぎとりがしやすいよう枝を低い位置で仕立てています。

毎年 6 月ごろに町内外から多くの人を訪れ、梅のもぎとりを楽しむことができます。



阿見町の常陸秋そば

町内農家と茨城大学農学部が共同で、地元の皆さんに美味しいおそばを食べてもらおうと、1ha の耕作放棄地を解消すべくそば作りを始めました。

その後、大学や民間企業等の協力を得ながら、土づくりや栽培技術に関する調査・研究をくり返し、約 70ha まで栽培面積を拡大しました。

平成 29 年度には「全国そば優良生産表彰」「茨城県そば共進会優良賞」を受賞し、品質の良いそばの産地として認められました。



阿見の地酒として

明利酒類は、豊かなふろさと茨城の農産物と、清らかな水を使った優れた製品を造り、地産地消の一翼をしっかりと担っていくことを、品質方針に掲げ、全国新酒鑑評会で通算 13 回の金賞を受賞するなど、全国の多くのファンに愛されている茨城県が誇る歴史ある酒蔵です。

その明利酒類と阿見町が地元産の原料にこだわり、末永くご愛飲いただきたいという思いを込めて皆さまにお届けします。



梅酒「^{はなうめ}華梅」

阿見町で採れた梅、「南高梅」を使用。甘い香りと、爽やかな酸味が特徴の本格熟成梅酒です。

- ▼内容量 720ml
- ▼アルコール分 14%
- ▼原材料 青梅（阿見町産）
醸造アルコール
糖類



焼酎「^{おうきょう}桜蕎」

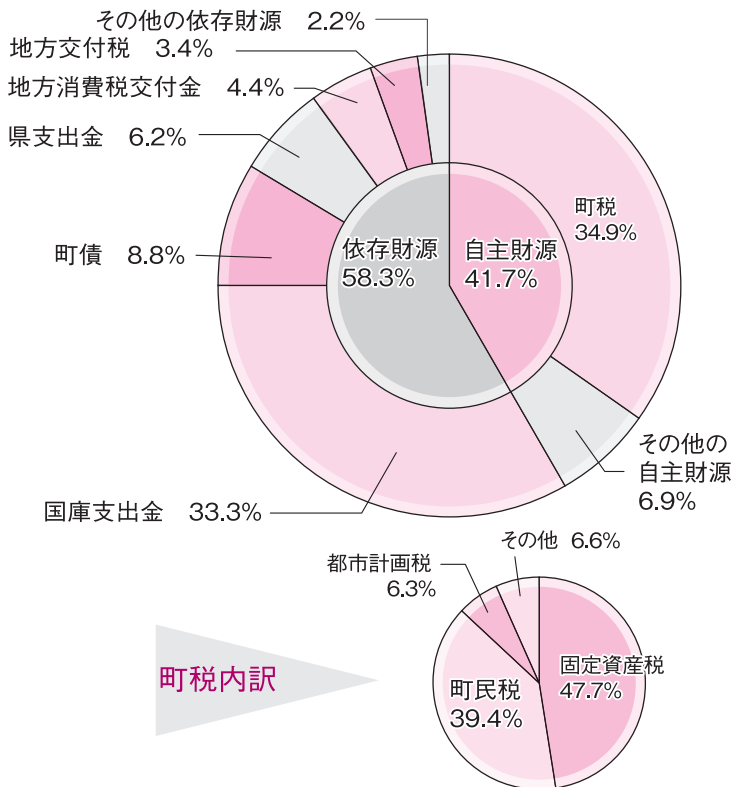
阿見町産の「常陸秋そば」を使用。芳醇なそばの香りが特徴の本格そば焼酎です。

- ▼内容量 720ml
- ▼アルコール分 25%
- ▼原材料 そば（阿見町産）
米こうじ（国産米）

まちの家計簿

令和2年度歳入歳出決算

一般会計歳入総額 228 億 8112 万 6 千円



歳入総額	228 億 8112 万 6 千円	(100.0%)
自主財源	95 億 4681 万 9 千円	(41.7%)
町税	79 億 7413 万 円	(34.9%)
その他の自主財源	15 億 7268 万 9 千円	(6.9%)
繰越金	6 億 8810 万 4 千円	(3.0%)
諸収入	3 億 9972 万 4 千円	(1.7%)
使用料・手数料	2 億 1788 万 1 千円	(1.0%)
繰入金	5503 万 7 千円	(0.2%)
その他	2 億 1194 万 3 千円	(0.9%)
依存財源	133 億 3430 万 7 千円	(58.3%)
国庫支出金	76 億 983 万 円	(33.3%)
町債	20 億 2280 万 円	(8.8%)
県支出金	14 億 2293 万 円	(6.2%)
地方消費税交付金	10 億 858 万 2 千円	(4.4%)
地方交付税	7 億 7788 万 6 千円	(3.4%)
その他の依存財源	4 億 9227 万 9 千円	(2.2%)
地方譲与税	1 億 9018 万 8 千円	(0.8%)
地方特例交付金	6345 万 9 千円	(0.3%)
その他	2 億 3863 万 2 千円	(1.0%)

●増となった項目 ▼町税…3442万7千円(0.4%)の増／家屋の新増築等に伴う固定資産税の増など▼法人事業税交付金…8347万5千円の増／町民税法人税割の税率引き下げに伴う交付金制度新設▼国庫支出金…58億918万5千円(32.2%)の増／特別定額給付金事業費補助金の増など▼寄附金…4377万6千円(56.1%)の増／ふるさと応援寄附金の増など▼町債…11億3910万円(128.9%)の増／クリーンセンター改修事業債、学校施設整備事業債の増など

●減となった項目 ▼分担金および負担金…7057万3千円(35.8%)の減／幼児教育・保育の無償化に伴う保育所利用者負担の減など▼諸収入…5625万4千円(12.3%)の減／阿見吉原地区公園緑地整備負担金の皆減など

歳入は、前年度と比較して主に次の増減がありました。

**一般会計
決算の概要**

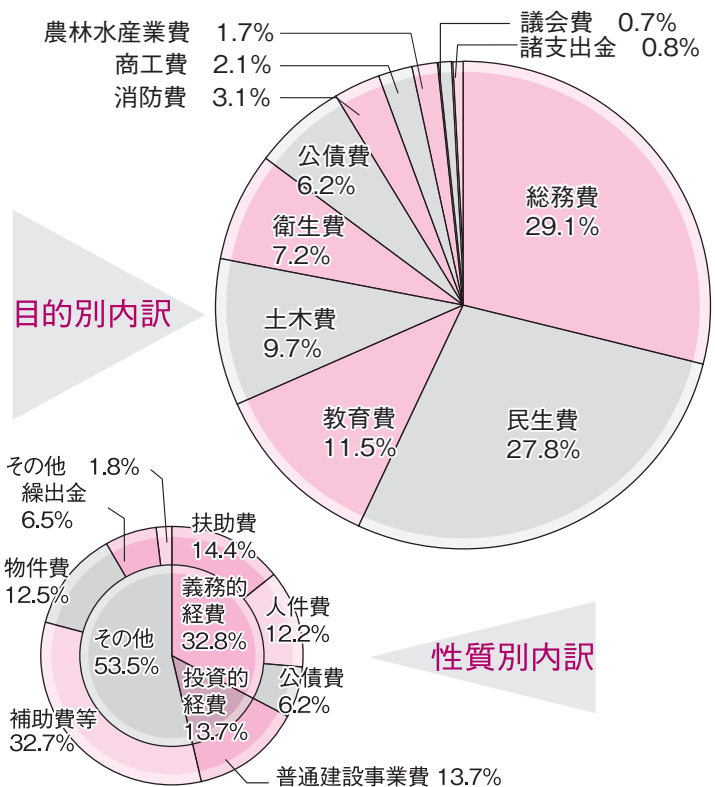
※()内は対前年度比率

令和2年度一般会計の決算額は、歳入総額228億8112万6千円、歳出総額221億7826万6千円となり、前年度と比較し、歳入については、65億9165万8千円（40.5%）の増、歳出については、65億7690万2千円（42.2%）の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、7億286万円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億2095万9千円を差し引いた、実質収支額は、5億8190万1千円となり、前年度と比較し、1億3384万1千円（29.9%）の増となりました。

一般会計 **歳出** 総額 221 億 7826 万 6 千円

歳出総額	221 億 7826 万 6 千円	(100.0%)
総務費	64 億 6435 万 1 千円	(29.1%)
民生費	61 億 6646 万 8 千円	(27.8%)
教育費	25 億 5681 万 6 千円	(11.5%)
土木費	21 億 5674 万 4 千円	(9.7%)
衛生費	15 億 9180 万 2 千円	(7.2%)
公債費	13 億 8433 万 8 千円	(6.2%)
消防費	6 億 8003 万 5 千円	(3.1%)
商工費	4 億 5790 万 9 千円	(2.1%)
農林水産業費	3 億 8605 万 2 千円	(1.7%)
議会費	1 億 4922 万 2 千円	(0.7%)
諸支出金	1 億 8452 万 9 千円	(0.8%)



● 増となった項目 ▼ 諸支出金…575万円（3.0%）の減／公共施設整備基金費の減など

● 増となった項目 ▼ 総務費…48億4179万4千円（29.8%）の増／特別定額給付金事業の増など ▼ 民生費…4億6805万3千円（8.2%）の増／民間保育所管理運営事業、保育施設整備事業の増など ▼ 衛生費…4億8816万2千円（4.2%）の増／霞クリンセンタ―維持管理費の増など ▼ 農林水産業費…9485万5千円（3.6%）の増／農業基盤整備事業の増など ▼ 商工費…7430万7千円（1.9%）の増／商工振興事業の増など ▼ 土木費…4億3555万5千円（25.3%）の増／道路橋梁維持補修事業、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業の増など

歳出 の目的別内訳では、前年度と比較して次の増減がありました。

人口一人当たりの歳入と歳出

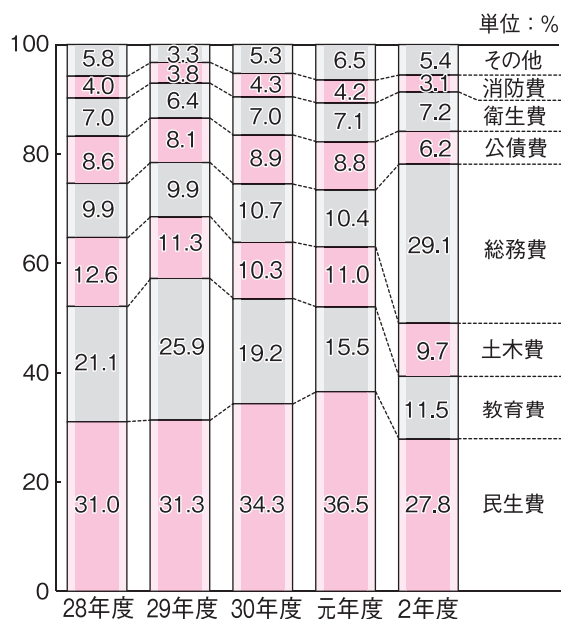
令和2年度総人口 48,012人（令和3年4月1日現在・常住人口調査）

歳出総額	46万 1932 円（100.0%）
総務費	13万 4640 円（29.1%）
民生費	12万 8436 円（27.8%）
教育費	5万 3254 円（11.5%）
土木費	4万 4921 円（9.7%）
衛生費	3万 3154 円（7.2%）
公債費	2万 8833 円（6.2%）
消防費	1万 4164 円（3.1%）
商工費	9537 円（2.1%）
農林水産業費	8041 円（1.7%）
議会費	3108 円（0.7%）
諸支出金	3844 円（0.8%）

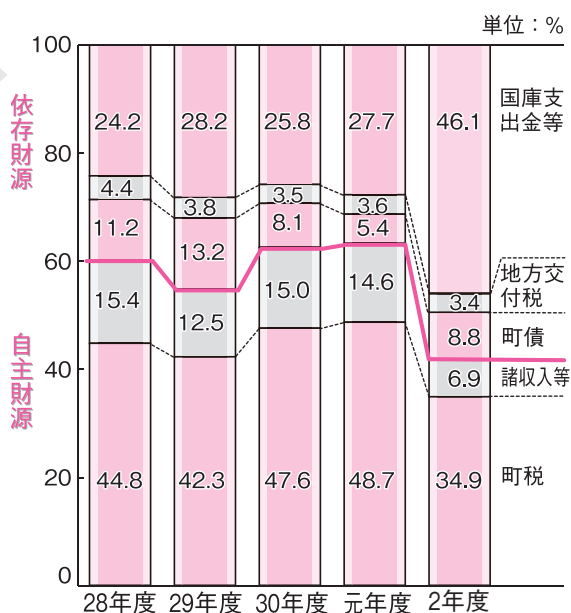
歳入
歳出

歳入総額	47万 6571 円（100.0%）
自主財源	19万 8842 円（41.7%）
町税	16万 6086 円（34.9%）
その他の自主財源	3万 2756 円（6.9%）
依存財源	27万 7729 円（58.3%）
国庫支出金	15万 8499 円（33.3%）
町債	4万 2131 円（8.8%）
県支出金	2万 9637 円（6.2%）
地方消費税交付金	2万 1007 円（4.4%）
地方交付税	1万 6202 円（3.4%）
その他の依存財源	1万 253 円（2.2%）

過去5年間の推移



歳入
歳出



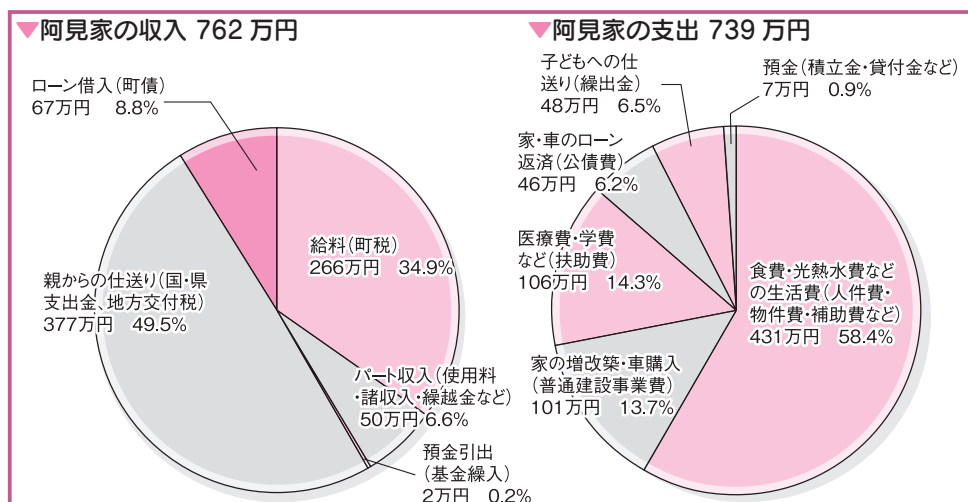
令和2年度の主な事業

- **総務費** ▼特別定額給付金事業
- **民生費** ▼医療費の一部を助成
- ▼保育施設整備事業
- **衛生費** ▼予防接種事業
- ▼霞クリーンセンターを改修
- **農林水産業費** ▼農業生産基盤や農村環境を守る取組みを支援
- ▼大学との連携による地域農業の活性化を支援
- **商工費** ▼プレミアム商品券の発行により、消費拡大や商業の振興・活性化を推進
- **土木費** ▼都市計画道路寺子・飯倉線整備事業
- ▼道路の新設改良、排水整備、危険箇所の改良等を実施
- **教育費** ▼小学校入学予定の新一年生に入学祝い品を贈呈
- ▼吉原地区公民館整備事業 ▼竹来中学校の校舎を防水改修

令和 2 年度決算を家庭の家計簿に例えると…

● 一般会計決算を 1/3000 に縮小し、家庭の家計簿のようにまとめてみました（右図参照）

※ 収入 762 万円 - 支出 739 万円 = 23 万円は次年度へ繰り越します
 ※ 預金残高(一般会計基金) 154 万円・ローン残高(町債) 506 万円



収入のうち給料・パート収入・預金引出が自主財源、ローン借入・親からの仕送りが依存財源で、自主財源の割合が高いほどやりくりがしやすいと言えます。町では約 42% が自主財源、約 58% が依存財源となっています。

給料・パート収入・親からの仕送りをあわせると 693 万円の収入になるのに対し、支出は生活費 431 万円、家の増改築や車の購入代 101 万円、増加傾向にある医療費・学費などの支払い 106 万円、ローンの返済 46 万円や子どもへの仕送り 48 万円で 732 万円がかかります。家の増改築や車の購入代の一部をローン借入と預金引出で賄いました。

車や住宅の購入(町では公園や道路の建設など)のように大きな出費で長期間使用するものなどは、今の使用者だけでなく後世代の使用者にも平等に費用を負担してもらうため、借入して今後の給料で返済した方が適当な場合もあります。もちろん、将来の負担を明らかにして事業を行い、子どもたちに大きな負担を残さないよう生活設計していくことが大切です。

限られた収入を大切に、サービスを充実させるため、今後も計画的にやりくりを進めていきます。

町債・基金の現在高

町債の現在高

区分	令和 2 年度末現在高
一般会計	151 億 8909 万 3 千円
公営企業会計(下水道事業)	58 億 7277 万 円
公営企業会計(水道事業)	15 億 5192 万 8 千円

基金の現在高

基金等の名称	令和 2 年度末現在高
財政調整基金	21 億 3700 万 3 千円
減債基金	3 億 7310 万 円
その他の基金	21 億 1056 万 円
国民健康保険支払準備基金	2 億 8000 万 円
介護給付費準備基金	4 億 9636 万 8 千円
土地開発基金(現金)	360 万 円

特別会計決算

- 国民健康保険特別会計
 - 歳入 49 億 9539 万 3 千円
 - 歳出 43 億 1522 万 1 千円
- 介護保険特別会計
 - 歳入 34 億 3661 万 9 千円
 - 歳出 33 億 3258 万 3 千円
- 後期高齢者医療特別会計
 - 歳入 10 億 1578 万 7 千円
 - 歳出 10 億 1429 万 5 千円

公営企業会計決算

(水道事業会計)	(下水道事業会計)
収益的収入および支出	収益的収入および支出
収入 12 億 4249 万 8 千円	収入 18 億 2589 万 9 千円
支出 10 億 3812 万 7 千円	支出 15 億 9613 万 4 千円
資本的収入および支出	資本的収入および支出
収入 5233 万 5 千円	収入 6 億 977 万 1 千円
支出 5 億 1262 万 7 千円	支出 10 億 2235 万 9 千円
※資本的収入および支出における収入の不足額は過年度損益勘定留保資金等で補填しました	※資本的収入および支出における収入の不足額は当年度損益勘定留保資金等で補填しました
※消費税・地方消費税を含む	※消費税・地方消費税を含む

町財政の現状

町監査委員による決算審査意見書から

決算の総括

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは収束の兆しも見えず、増加の一途をたどっています。その発生からすでに1年半以上経過し生活環境や経済への打撃は計り知れないほどで、至る所でその影響をおよぼしております。令和元年度の決算はパンデミックの発生が年度末頃にあったことから決算上の影響はそれほど大きくありませんでしたが、令和2年度はその影響を大きく受けるものとなりました。

一般会計の歳入総額は228億8,112万円で前年比140%、前年度より全体の予算総額自体が大きくなっています。消費税率アップによる地方消費税交付金や地方交付税の増加などがありますが、大きい要因としては国庫支出金で前年度より58億円の増加、内容のうち特別定額給付金事業費補助金47億6千万円や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億6千万円であり、まさにパンデミックの影響によるものであったと言えます。またそれに対応する様に歳出総額も221億7,826万円で前年比142%となっています。町税については前年比より増加していますが、税目別にみると個人町民税と固定資産税が増加し法人町民税が減少したことが伺えます。個人町民税については令和2年度の課税額は令和元年の所得に対するものであることからパンデミックの影響は少なかったものと思われます。本格的に影響するのは令和3年度(令和2年度の所得課税)であることから今後の税収減については対応が必要と思われます。法人町民税については経済活動の制限からダイレクトにパンデミックの影響を受けたと考えられます。国策による企業への給付金や助成金なども多かったですが、それを上回るダメージであったと推察できます。固定資産税については堅調でしたが、パンデミックの影響による今後の地価下落について注視していく必要があると思われます。

不納欠損については法令に基づき欠損処分していることが確認されました。町税の収入歩合率の増加および不納欠損額の減少については徴収努力の成果であると推察できます。

一般会計経費のうち人件費が前年度より13.3%増加しています。これは会計年度任用職員への雇用形態の変更が主な要因であると考えられますが、それ以外に全体的な印象として時間外手当の増加が多いように見受けられます。パンデミック対応による業務量の増加もあると思われますが、適切な人員配置についての検討が必要と思われます。

特別会計への繰出金については総額で14億3,336万円、国民健康保険が減少、介護保険および後期高齢者医療保険が増加となっています。近年の社会保障制度の状況を鑑みれば相応の推移

と考えられます。

下水道事業会計への負担金・補助金については5億8,388万円で前年より3,186万円の増加となっています。

基金残高は53億9,403万円で前年比4%の増加となっています。残高については証書等を実査した結果、残高は正確でありその運用状況は適切に運用されているものと認められます。基金については今後も計画に基づき積立を行い、適切な取り崩しを求めます。

公債残高は総額で226億1,379万円、前年比1.2%の増加となっています。そのうち一般会計の町債の増加は7億511万円でその内容はクリーンセンター改修事業債、道路舗装修繕事業債、学校施設整備事業債などがあり、その発行について必要性が高いものと判断できるが、町債の増加は町財政の運営に大きな影響をおよぼすため、今後もその発行については慎重な議論を講じてもらいたいと思います。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の3つの特別会計については先述に記載のとおりですが、それぞれの収入未済額および不納欠損額については全体的に減少傾向です。しかしながら国民健康保険については前年より減少となっているものの依然としてその金額は少なくないものと思われます。

水道事業会計については増収増益となっています。給水収益の内訳を見ると家事用が5,170万円の増加、家事用以外が2,356万円の減少となっています。今回はパンデミックの影響で変動的な収益構造となったが全体としては堅調に推移しており、今後とも健全経営を維持し効率的業務運営をお願いするところであります。

下水道事業会計については企業会計移行初年度となりますので前期比較等が難しい状態となっています。説明の際には補足資料を添付するなどの配慮が必要と思われます。

「新型コロナウイルス感染症」前例のないパンデミックによって、今後の町財政の見通しは難しいと思われます。依然として自粛による飲食業・サービス業への打撃、消費税率アップによる個人消費の落ち込みも合わせ今後の経済への懸念が増える一方で、今後町税が減収に転じたときに現在のインフラや公共施設の維持が可能なのか、高齢者の社会保障費の負担増への対応、子育て世代・若年層への将来ビジョンの展望を示せるのか等、課題は山積みであると考えます。

是非とも未来ある若者、それを育てる世代がより住みやすい町になるよう今後の町運営について望むものであります。

健全化判断比率・資金不足比率および財政構造の状況

健全化判断比率	実質赤字比率 — 【早期健全化基準 13.34%】	福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
	連結実質赤字比率 — 【早期健全化基準 18.34%】	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
	実質公債費比率 3.9% (前年度 4.6%) 【早期健全化基準 25.0%】	借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
	将来負担比率 — 【早期健全化基準 350.0%】	地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
資金不足比率	公共下水道事業特別会計 — 土地区画整理事業特別会計 — 下水道事業会計 — 水道事業会計 — 【経営健全化基準 20.0%】	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

※実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率・資金不足比率は、比率が生じていないため「—」を記載しています

問い合わせ

財政課財政係 ☎888-1111 (222) ▼ Eメール: zaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

公表します

人事行政の運営等の状況

「阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和2年度の人事行政の運営等の状況について下記のとおり公表します

人事課人事研修係 ☎888-1111(741)

1. 職員の任免および職員数に関する状況

区分	令和2年度		令和3年度	
	当初職員数	退職者数	採用者数	当初職員数
行政職	315人	11人	21人	325人
技能労務職	2人	0人	0人	2人
合計	317人	11人	21人	327人

※行政職には企業職（上下水道に関する事務に従事する職員）を含みます

※職員数は常勤の職員で退職者および派遣職員を含み、県等との人事交流による受入者、再任用短時間勤務職員を含みません

2. 職員の人事評価の状況

職員の仕事の業績を「職務目標の達成度」や「仕事の成果」により評価する業績評価と、職務目標への取組過程を職位や職種により「組織マネジメント」「業務マネジメント」として評価する能力評価による人事評価を実施しています。

3. 職員の給与の状況 ※令和2年4月1日現在

(1) 平均給料月額および平均年齢

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	306,800円	41.6歳
技能労務職	*	*

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は、「」としています

(2) 初任給の状況

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円
	中学卒	139,000円

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

※本庁舎以外の施設においては、上記と異なる場合があります

(2) 休暇

区分	内容
年次休暇	1月1日を基準として、1年につき20日
療養休暇	▼負傷または疾病のため療養を要する場合には、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ▼私傷病の場合は、90日以内において必要と認められる期間

特別休暇	▼選挙権の行使・結婚・出産・交通機関の事故・その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合 ▼必要と認められる期間
介護休暇	▼要介護者（配偶者等で、負傷・疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ▼連続する6か月の期間内において必要と認められる期間
介護時間	▼要介護者（介護休暇と同様）の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 ▼連続する3年の期間内で1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間
組合休暇	▼職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務等に従事する場合（1年につき30日）

5. 職員の分限および懲戒処分状況

▼分限処分 6件 ▼懲戒処分 0件

6. 職員の服務の状況 ※令和2年度新規取得者数

▼育児休業の取得者数 6人

▼介護休暇の取得者数 0人

7. 職員の研修の状況 ※延べ人数

区分	研修名等	受講者数
派遣研修	県自治研修所等各種研修機関派遣研修	41人
特別研修・階層別研修	新任職員研修、人事評価研修、ハラスメント防止研修等	218人

8. 職員の福祉および利益保護の状況

(1) 茨城県市町村職員共済組合の主な事業

主な事業	内容
短期給付事業	病気・ケガ・出産・休業・災害・死亡などの際に、組合員とその家族に医療や現金等の必要な給付を行う
長期給付事業	組合員の退職・傷害・死亡の際に、年金や一時金の給付を行う
福祉事業	健康保持増進事業（健康診査等）や保養所の運営、住宅資金等の貸し付けなどを行う

(2) 町の主な事業

主な事業	内容
健康診断	定期健康診断やがん検診等を行う
メンタルヘルス対策	ストレスチェックやメンタルヘルス相談事業を行う

(3) 利益の保護の状況

▼勤務条件に関する措置の要求 0件

▼不利益処分に関する不服申し立て 0件

毎年12月3日から9日は 障害者週間です



社会福祉課障害福祉係 ☎888-1111 (164・165)

障害者・障害児に関する相談窓口

町社会福祉課障害福祉係では、障害者・障害児に関する相談を受け付けています。その他にも、下記のような相談窓口がありますので、ご活用ください。

■町委託相談支援事業所

障害のある人や保護者等から、日常生活の問題や障害福祉サービスの利用等の相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供を行っています。

事業所名	住 所	電 話
恵和社会復帰センター	若栗 2585-1	029-887-9833
特定相談支援事業所わかさ	阿見 5445-5	029-888-1883
阿見町障害者相談支援事業所	阿見 4671-1 総合保健福祉会館「さわやかセンター」内	029-888-6062
NPO まい・あみ障害者(児)相談支援事業所	中央 2-4-19	029-891-3010
ほびき園	かすみがうら市牛渡 5513-1	029-898-3661

■町委託虐待防止センター

障害者虐待に関する相談、通報の受付を行っています(24時間対応)。

事業所名	住 所	電 話
恵和社会復帰センター	若栗 2585-1	090-4245-0271

■県の相談窓口

機関名	住 所	電 話	相談内容
県福祉相談センター	水戸市三の丸 1-5-38	029-221-4992	身体障害、知的障害全般に関すること
土浦児童相談所	土浦市下高津 3-14-5	029-821-4595	18歳未満の人の療育手帳や施設入所、その他全般的な相談
竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市 2983-1	0297-62-2161	精神保健福祉全般に関すること
精神保健福祉センター	水戸市笠原町 993-2	029-243-2870	精神保健相談、不登校等思春期相談、アルコール等依存症に関すること
発達障害者支援センター COLORS つくば	つくば市高崎 802-1	029-875-3485	自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の発達障害に関すること
高次脳機能障害支援センター	阿見町阿見 4669-2 県立医療大学内	029-887-2605	高次脳機能障害に関すること
県障害者権利擁護センター	水戸市千波町 1918	029-353-8663	障害者に対する虐待防止のための通報や相談
県障害者差別相談室	水戸市千波町 1918	029-246-6049	障害者の差別に関すること
県ひきこもり相談支援センター	筑西市西方 1790-29	0296-48-6631	様々な理由で、長い間自宅以外で活動できない状態の方に関すること

障害者による作品展 12月3日(金)～9日(木)

毎年、12月3日から9日までの7日間は障害者週間です。町ではこの期間に、中央公民館ロビーで障害者による作品展を実施します。みなさん、ぜひご来場ください。※写真は昨年度のもの



●障害のある人やご家族のために活動している当事者団体をご紹介します●

阿見町障害者福祉協議会

町障害者福祉協議会は、毎年さまざまな行事を行います。会の活動を通して町内に住む障害者や、そのご家族と交流してみませんか？

- ▼年会費：1,000 円
- ▼対象者：町内に住む障害者（児）とそのご家族
- ▼問合せ：町社会福祉課障害福祉係 ☎888-1111 (709)

土浦地方家族会

家族会は、精神障害者を抱える家族が集まり、他人に分かってもらにくい悩みや体験を安心して話すことができる場所です。精神医療や福祉制度の情報、体験に基づいた知恵が集まります。

- ▼年会費：1,800 円（年度途中の入会は月割り）
- ▼対象者：町内に住む精神障害者（児）とそのご家族
- ▼問合せ：土浦地方家族会事務局担当 渡辺 ☎070-2835-0775

スペシャルオリンピックス日本・茨城

スペシャルオリンピックスは、知的障害のある人たちにさまざまなスポーツトレーニングとその成果発表の場となる競技会を提供している、国際的なスポーツ組織です。

茨城地区では馬術と卓球（阿見）、陸上競技（美浦）、フロアホッケー（つくばみらい）の練習を定期的に行っています。ボランティアスタッフも募集中です。

- ▼年会費：1 世帯 5,000 円（年会費のほか、競技によって実費負担があります）
- ▼対象者：県内に住む知的障害者（児）とそのご家族
- ▼問合せ：スペシャルオリンピックス事務局担当 今野 ☎090-5538-2516

難病カフェ アミーゴ

「アミーゴ」は、難病や障害を持つ人が気軽に足を運べて、楽しい時間を過ごせる交流会を開催しています。また、「就労」や「防災」をテーマにした活動や、季節感のあるイベントも企画しています。

- ▼参加費：500 円程度（イベント企画内容により変動します）
- ▼対象者：難病や障害のある人、ご家族、友人、支援者の人
- ▼問合せ：難病カフェアミーゴ代表：桑野、副代表：吉川

✉ nanbyoucafe.amigo@gmail.com

環境保全・環境美化 につとめましょう

生活環境課 ☎888-1111 (251)

空き地・空家の雑草は定期的に刈り取りましょう

空き地・空家の所有者および管理者は、草木の繁茂時期に合わせた定期的な除草と冬場の防火および防犯上の観点から枯れ草の除草処分など、年間を通じた適正な土地の管理をお願いします。なお、土地所有者等により除草等が行われない場合でも、町が除草することはありません。刈り取った雑草は霞クリーンセンターへ直接搬入するか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください。

▼注意事項: 野外での焼却行為は、法律により禁止されています。ご近所の迷惑にもなりますので、刈り取った雑草などは燃やさないでください

犬や猫の飼い主はマナーとルールを守りましょう

飼われている猫がよその家の庭でフンをしたり、犬を散歩させている人がフンを片づけていかないなどペットによるフン害が増えています。ペットのフンの始末は飼い主の義務です。周辺の生活環境に配慮した飼い方を心がけてください。

また、犬は一生に一回の登録と鑑札を着用すること、狂犬病予防注射を毎年受け注射済票を着用することが義務付けられています。鑑札と注射済票は、登録犬で狂犬病予防注射を受けた犬であることの証明する標識であり、万一飼い犬が迷子になっても飼い主へ戻る目印となりますので、必ず首輪につけておきましょう。



「阿見町の自然ガイド 2020 ～身近な自然の生きものたち～」



生活環境課では、町の自然や生きものたちを、コラムや写真によって紹介した「阿見町の自然ガイド 2020 ～身近な自然の生きものたち～」(A5 版全 120 ページ) を販売しています。

ご覧になりたい人は、町内の公民館や図書館にも置いてありますので、そちらでご覧ください。

▼販売価格: 1冊 1,000 円

▼購入方法: 生活環境課窓口(役場 2 階)で直接購入していただくか、郵送による購入も可能です。郵送での購入を希望される場合は、町ホームページから購入申込書をダウンロードし、現金書留に本の代金と購入申込書を同封し、町生活環境課(〒300-0392 阿見町中央 1-1-1)へお申し込みください

※送料は購入者負担となります

▼町ホームページ

<https://www.town.ami.lg.jp/0000007764.html>



～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋め立て～

注意！ あなたの土地が狙われています！

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0281

今年に入り、ダンプ1台分の産業廃棄物を夜間人目のつかない道路上や道路沿いの空き地に不法投棄する事案（ゲリラ的不法投棄）が立て続けに発生しています。

町では、私有地に不法投棄されたごみを回収することはできないため、**不法投棄等の行為者が不明、もしくは撤去しない場合は土地所有者や管理者が自ら処分することになってしまいます。**空き地、山林、休耕地など、人の目が届きにくい土地は、特に狙われる傾向があります。

■不法投棄防止策

- ・近隣に住む人と協力し合い、不審者や見慣れない車などに目を光らせ、情報を共有する
- ・敷地周囲に柵、ネット、ロープなどの囲いを設け、侵入防止策をとる
- ・こまめに足を運び状況確認を行う
- ・草刈りや枝払いをして視界を広くし、清潔にする

不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄 110 番 (☎ 0120-536-380) へ！

▼受付時間：平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※受付時間外は牛久警察署まで

▼問い合わせ：▼牛久警察署 ☎871-0110 ▼県廃棄物対策課 ☎029-301-3033

▼町廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0281

『町内クリーン作戦』の中止

町では、環境美化の推進のために、5 月と 11 月に年 2 回の「町内クリーン作戦」を実施していますが、令和 3 年 11 月実施分の「町内クリーン作戦」は、県内の一部で集団感染の拡大など再燃の兆しが見られることから、感染症拡大防止のため中止します。

ただし、各行政区が独自に行うポイ捨てごみの収集などの環境美化活動（ミニクリーン作戦）等を行う場合は、町廃棄物対策課までご相談ください。

家庭用使用済み天ぷら油の回収 生活環境課 ☎888-1111

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を次のとおり実施します。皆さんの積極的な参加をお願いします。

▼期日：11 月 14 日（日）※雨天予備日：11 月 21 日（日）

▼回収手順

- ①使用済み天ぷら油の天かすなどを取り除く
- ②使用済み天ぷら油をペットボトル等に入れる
- ③行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
- ④使用済み天ぷら油を回収缶に移す
- ⑤空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するか、燃えるごみとして処分する

▼その他

- ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります▼工業用油は回収しません
- ▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます

令和4年度

保育施設の利用案内

保育所(園)・認定こども園(幼保連携・幼稚園型)・小規模保育・家庭的保育

子ども家庭課 ☎888-1111 (708・116)



令和4年4月1日からの保育施設利用の申し込みを左記のとおり受け付けます。

期間内に申し込まれた人について利用調整を行い、必要性の高い順に利用開始となります。

また、現在利用申し込み中で利用待ちとなっている人も、再度今回の申し込みが必要になりますのでご注意ください。

対象

●保護者いづれもが次のような『**保育の必要な事由**』に該当する場合に限ります

- ① 就労
 - ② 求職活動
 - ③ 妊娠・出産(出産予定月とその前後2か月の計5か月以内)
 - ④ 保護者の疾病・障害
 - ⑤ 就学(通信制大学等の自宅学習、趣味の講座を除く)
 - ⑥ 災害復旧
 - ⑦ 親族の介護・看護
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
 - ⑨ その他町が認める場合
- ※①⑤⑦については、1か月あたり60時間以上を満たしていることが要件です

申し込み受付期間

令和4年4月1日入園の申込み受付日程は左記のとおりです。

●郵送

▼日時：11月15日(月)～22日

(月) ※締切日必着

●郵送先：〒300-0039 2 阿見町中央1-1-1 阿見町

役場子ども家庭課保育係
※新型コロナウイルス感染症対策のため、なるべく郵送での申し込みをお願いします
※郵送事故等の責任はこちらで一切負いませんことをご了承ください

※書類受付後、こちらから提出書類受付票を返送いたします
※提出書類に不備・不足等あった場合、お電話もしくは郵送でご案内をしますが、窓口受付締切日までに確認がとれない場合は、利用調整において不利になることがあります

窓口

▼日時：11月15日(月)～30日(火)

※土・日・祝日を除く
●場所：役場1階子ども家庭課(10番窓口)

※13ページの通り年齢ごとに受付日を区切ります

※兄弟で同時に申し込み場合は、上のお子さんの年齢に合わせてお越しください

※新型コロナウイルス感染症対策のため、できる限り代表者1人でお越しください。またお車でお越しの場合、混雑時には車内でお待ちいただくことがあります

※先着順ではありません。

申込方法、受付日による有利不利はありません

※上記の期間を過ぎますと、二次受付となります

●幼稚園や認定こども園(教育部分)をご希望の人は、別途、希望施設へ利用申し込みが必要となります

申し込み時の必要書類

●子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼利用申込書
●健康状況表
●保護者の身分証明書(郵送の場合は写しを同封)

●保育の必要な事由が分かる書類(左記の項目を参照)

●常勤パート・就労証明書

●自営業・自営状況申立書

●農業・農業状況申立書

●出産・申立書・母子手帳の写し

●病気・障害・申立書・診断書等

●病人等の介護・申立書・診断書等

●就学・在学証明書およびカリキュラム

●求職・就労予定申立書

※両親の書類がそれぞれ必要です
※同居の祖父母等(65歳未満)がいる場合、その人の証明書は必須ではありませんが、提出されないと、保育の必要性の優先度について不利になることがあります

※申し込み時の必要書類は、

役場1階子ども家庭課にありますが、事前に入手してください。町ホームページからもダウンロードできます

結果の通知

2月上旬ごろに通知を郵送する予定です。

利用者負担額(保育料)

保護者(両親)等の市区町村民税所得割額の合計によって利用者負担額(保育料)が決まります。 ※3～5歳児および非課税世帯の0～2歳児は無償
※月額の利用者負担額(保育料)は、後日お知らせします

※そのほか必要経費は各利用施設にてご確認ください

※兄弟分等で利用者負担額(保育料)に未納がある人はお支払いのうえお申込みください

町外の保育施設を希望される場合

他市町村の保育施設の利用を希望される人は、子ども家庭課に早めにご連絡のうえ11月30日(火)までに申込書の提出をお願いします。

市町村によっては受付締切日が早い場合があります。必ず事前にご希望の保育施設がある市町村に締切日をご確認ください。

窓口受付期間	
0 歳児	11 月 15 日(月)、22 日(月)、29 日(月)、30 日(火)
1 歳児	11 月 16 日(火)、24 日(水)、29 日(月)、30 日(火)
2 歳児	11 月 17 日(水)、25 日(木)、29 日(月)、30 日(火)
3 歳児	11 月 18 日(木)、26 日(金)、29 日(月)、30 日(火)
4 歳児	11 月 19 日(金)、22 日(月)、29 日(月)、30 日(火)
5 歳児	11 月 19 日(金)、22 日(月)、29 日(月)、30 日(火)

保育施設一覧

▼認定こども園は、保育部分のみの人数です

▼施設によって特色や独自の基準がありますので、希望施設の事前の見学を強くお勧めします

※見学については、各保育施設に電話でお申込みください

▼利用可能人数については、町ホームページ「令和 4 年度保育施設利用案内」をご確認ください

保育施設名	施設の種類	所在地	電話番号	保育年齢(※)
中郷保育所	公立	阿見 4002-5	887-3331	生後 8 週～5 歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	
二区保育所		うずら野 1-29-11	841-2301	
あゆみ保育園	私立	阿見 4958-5	888-3681	生後 3 ヶ月～5 歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	生後 8 週～5 歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	
阿見きりり保育園		荒川本郷 1902-1	875-8135	
LIFE SCHOOL 阿見(仮称)		荒川本郷(番地未定)	090-9823-5263(事務局)	
阿見認定こども園		阿見 5205-2	887-7388	生後 3 ヶ月～5 歳
阿見みどり幼稚園	幼保連携型 認定こども園	鈴木 25-10	887-7471	
ふたば幼稚園	幼稚園型 認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	3 歳～5 歳
小規模保育園虹いろキッズ	小規模 保育	鈴木 59-4	893-2273	生後 3 ヶ月～2 歳
ニチイキッズあみ保育室		阿見 3962-6	891-0855	生後 8 週～2 歳
キッズハウスにじの森		うずら野 1-34-13	845-7654	
まるこのおうち	家庭的保育	廻戸 272-3	090-7946-1263	生後 6 ヶ月～2 歳
にこちゃんランド		阿見 246	070-3996-1647	
ふらわあばすけっと		中央 6-19-28	888-9617	

施設の種類

種類名	概要
保育所(園)	就労等のため、家庭で保育できないおむね生後 8 週から小学校就学前児童を対象に、保護者に代わって保育する施設 ▼町内の公立保育所・私立保育園
認定こども園	『幼稚園(教育部分)』と『保育所(園)(保育部分)』の機能や特長を併せ持つ施設 ▼阿見認定こども園 ▼認定こども園阿見みどり幼稚園 ▼認定こども園ふたば幼稚園
家庭的保育	少人数(5 人まで)で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。※3 歳以降、連携施設等に入園する際に優先措置があります ▼まるこのおうち ▼にこちゃんランド ▼ふらわあばすけっと
小規模保育	少人数(19 人まで)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。※3 歳以降、連携施設等に入園する際に優先措置があります ▼小規模保育園虹いろキッズ ▼ニチイキッズあみ保育室 ▼キッズハウスにじの森

令和 4 年度

放課後子ども教室 参加者募集



子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

町では、放課後に子どもたちの安全で健やかな活動をする場を設け、地域の皆さんの参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援・推進するために『放課後子ども教室』を開設しています。開設場所は下記のとおり町内の各小学校 7 校で、それぞれの学校内専用教室および体育館やグラウンドで活動します。

■ 内容

▼開設日時 週 1 回・下校時～午後 4 時 45 分

▼開設場所

- ▼阿見小学校放課後子ども教室
- ▼阿見第一小学校放課後子ども教室
- ▼本郷小学校放課後子ども教室
- ▼阿見第二小学校放課後子ども教室
- ▼君原小学校放課後子ども教室
- ▼あさひ小学校放課後子ども教室
- ▼舟島小学校放課後子ども教室

▼対象 小学校新 1 年生～6 年生のすべての児童

■ 申し込み

令和 4 年度は 6 月から開設されます。ご利用を希望される人は、下記のとおりお申し込みください。

▼受付日時 11 月 15 日(月)～30 日(火) 午前 9 時～午後 5 時 ※土・日・祝日は受付しません

※可能な限り期間内にお申し込みください

▼受付場所 役場 1 階 子ども家庭課窓口

▼費用 保護者負担金年額 730 円(年間傷害保険料として受付当日に徴収します)

▼申込方法 『入会申込書』に必要事項を記入して申し込む

▼その他 祝日・各学校振替休業日、長期休み(夏・冬・春休み)、天候等で臨時休校となった日は、休会日となります

▼問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

※町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000000430.html>) にも掲載しています

町母子寡婦福祉会に入会してみませんか？

町母子寡婦福祉会では、研修会や楽しい親子の集いなどを行ったり、母子家庭および寡婦に必要なさまざまなことを共有したりして、会員の教養や親睦を図っています。

同じ境遇にある人たちが一堂に会し、話し合い、励まし合い、親睦を深めるためにも皆さんの入会をお待ちしています。年会費は一人 1,000 円です。

『児童手当現状届』および『児童扶養手当現状届』の提出はお済ですか？

児童手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。6 月に町から送付した『児童手当現状届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても 6 月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

また、児童扶養手当を受給している人は、毎年 8 月に、前年の所得と養育関係を確認する現況届を提出することになっています。8 月に町から送付した『児童扶養手当現状届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても 11 月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

令和 4 年度

放課後児童クラブ入会案内

町では、保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）を対象に放課後児童クラブを開設しています。

Jido Club

子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

■放課後児童クラブ一覧

(単位:人)

名 称	場 所	定員
阿見小学校区放課後児童クラブ	阿見小学校敷地内専用施設	120
本郷小学校区放課後児童クラブ	本郷小学校敷地内専用施設	120
君原小学校区放課後児童クラブ	君原小学校	30
舟島小学校区放課後児童クラブ	舟島小学校敷地内専用施設	120
阿見第一小学校区放課後児童クラブ	阿見第一小学校敷地内専用施設	120
阿見第二小学校区放課後児童クラブ	阿見第二小学校	50
あさひ小学校区放課後児童クラブ	あさひ小学校敷地内専用施設および学校施設	200

■共通事項

- ▼期 間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
- ▼時 間 月～金曜日:下校時～午後 7 時
※休校日にクラブを実施する日(春・夏・冬休み、土曜日、創立記念日、振替休日等):午前 7 時 30 分～午後 7 時
- ▼対 象 保護者が日中家庭にいない小学校児童(留守家庭児童)で、各小学校の新 1 年生～6 年生
- ▼費 用 保護者負担月額 4,000 円
- ▼休 会 日 日曜日・祝日・年末年始・天候等で臨時休校となった日

■申し込み

- ▼受付日時 ①新規:11 月 15 日(月)～30 日(火) 午前 9 時～午後 5 時(兄弟で継続の児童がいる場合も新規の日時・場所で申し込む) ※土・日・祝日は受付しません
②継続:12 月 1 日(水)～7 日(火) 午後 2 時～7 時
- ▼受付場所 ①新規:役場 1 階 子ども家庭課窓口
②継続:各放課後児童クラブ
- ▼申込方法 入会申請書・勤務証明書等に必要事項を記入し、書類が一式そろってから申し込む。用紙は役場 1 階 子ども家庭課・町ホームページ・各児童クラブにあります(11 月から配布)
※祖父母が同居の場合は祖父母の勤務証明等も必要(令和 4 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の人は不要)
- ▼そ の 他 ▼定員を超えた場合、入会を一時見合わせていただく場合があります
▼長期休み(春・夏・冬休み)のみ利用する場合も受付期間中にお申し込みください
▼入会の可否を 2 月上旬ごろ郵送等で通知します
▼保護者負担金の日割り計算は行いません
▼申し込み時に放課後児童クラブ保護者負担金に未納がある人は入会をお断りする場合があります
- ▼問 合 せ 子ども家庭課 ☎888-1111 (119)
※町ホームページ(<http://www.town.ami.lg.jp/0000000367.html>)にも掲載しています

11月 は児童虐待防止月間です!

～気づくのは あなたと地域の 心の目～

子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

ここ数年、児童虐待のニュースは連日のように報道され、深刻な事件も後を絶ちません。全国的にも相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

■児童虐待とは・・・

保護者が子どもの心や身体を傷つけ、成長や発達をさまたげる行為のことであり、大まかに4つの種類に分けられます。どの種類においても、子どもの心身に深刻な影響を与え、最悪の場合は死に至ることもあります。

身体的虐待	殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

■「虐待かも?」と思ったら・・・

虐待が疑われるサインの一例です。おかしいな?と思ったら、通告や相談をお願いします。

子どもの様子	保護者・家庭の様子
▼服装が季節にそぐわない ▼いつも衣服や体が汚れている ▼不自然な傷・あざ・やけどが多い ▼表情が乏しい、大人におびえている ▼落ち着きがなく、乱暴な行動が多い ▼夜遅くまで一人で歩いている	▼いつも親の怒鳴り声や子どもの泣き声がする ▼子どもがケガをしたり、病気になっても病院へ連れて行かない ▼子どもを置いたまま外出している ▼家の内外にゴミが散らかり、異臭がしている ▼地域との交流がなく、孤立している

「しつけかもしれない」「間違いだったら失礼」「仕返しされるかも」など、抵抗や不安がある人も多いと思いますが、個人が特定されないよう秘密は守られます(匿名でも大丈夫です)。

通告や相談は、子どもを守るためだけではなく、虐待をしている保護者への支援にもつながります。

■子育てに悩んだら・・・

育児に不安がある、協力してもらえない家族がいない、相談できる人がいない、イライラして子どもに手をあげてしまいそう・・・など、児童虐待につながりかねないリスクは、どの家庭にも存在します。

一人で行き詰まってしまって苦しいときには、匿名でも構いませんので、下記の相談窓口・ダイヤルまでご相談ください。

専門の相談員がお話を伺います。

■通告・相談窓口

いばらき虐待ホットライン	☎0293-22-0293 (24時間対応)
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189
町役場子ども家庭課	☎888-1111 (土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

※生命の危険があると思われる場合は警察へ110番をお願いします

児童虐待防止シンボルマーク

オレンジリボンマークには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリボンを胸に着けることで、子育てをあたたく見守り、子育てのお手伝いをする意志があることを示します。



里親になりませんか？

～子どもが健やかに育つ場を～

子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験がとても大きな役割を担っています。ところが今、茨城にはさまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちが約740人います。子どもたちを自分の家に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解でその成長をサポートする人が、「里親」です。

子どもたちの健全な成長のため、そして明るい未来のために、あなたも里親になりませんか？

里親家庭を募集しています

里親制度は、健やかな育ちの場を求める『子どものため』の制度です。

里親には下記の4つの種類があります。

養育里親

家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親です

養子縁組里親

養子縁組によって、子どもの養親になることを希望する里親です

専門里親

養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です

親族里親

特別な理由で家庭養育が困難な子どもを、扶養義務者およびその配偶者である親族が養育する里親です

お問い合わせ

茨城県里親制度等普及促進・リクルート事業

▼里親支援機関：つくば香風寮

▼里親リクルーター：増子洋一

▼電話：080-8434-3329

▼E-mail: fostercare.kidskohoo@gmail.com

里親への各種支援

里親には迎え入れた子どもの養育費として里親手当・生活費・学校教育費・医療費などが支給されます。子育ての経験がなくても、必要な知識などは登録前の研修で身に付けることができますし、児童相談所や児童福祉施設の職員が電話や訪問により、疑問や悩みをお聞きし一緒に解決方法を考えます。さらに地域の里親会による支援や交流活動もあります。

里親になるまでのステップ

相談・ガイダンス

里親になりたい人は、つくば香風寮に相談します。ガイダンスは土浦児童相談所で行いますので、ご案内します

基礎研修

里親に関する基本的な研修を受講します

登録前研修

基礎研修を終了し、概要を理解したうえで、登録前研修を受講します

申請書提出

管轄の児童相談所に申請書を提出します

調査・審議認定・登録

家庭訪問等の調査をして、審議会の意見を聞いたうえで、適当と認めた人を里親として登録します

更新

養育里親は5年、専門里親は2年ごとに更新研修を受講します

適正受診・適正服薬 を心がけましょう

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

多剤・重複服薬に対する取り組み

■多剤・重複服薬とは

複数の病気にかかる、病気の数だけ医療機関にかかり、処方される薬が増えるため、たくさんの薬を服用することになります。また、一つの病気でも、複数の医療機関にかかれば、同じ効果の薬を重複して処方されることになります。薬の重複や飲み合わせが悪いと、体の不調を招いたり副作用のリスクが高まります。

■「お薬手帳」でしっかり服薬管理をしましょう

「お薬手帳」は一冊にまとめて、医師や薬剤師に確認してもらいましょう。薬の重複や、飲み合わせが悪いものであれば、お薬手帳の記録で医師や薬剤師が気付いてくれます。

■セルフメディケーションと OTC 医薬品の普及について

セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」とされています。適度な運動、栄養バランスの良い食事、健康診断の受診等、日頃から健康を意識して体調管理を続けていても、天候の乱れや疲労の蓄積等から、体調不良を引き起こすこともあります。軽度な不調には OTC 医薬品を上手に使い、症状緩和に役立てましょう。

※OTC 医薬品:医師に処方してもらう医薬品ではなく、薬局やドラッグストアで購入できる、処方箋が不要な医薬品です

ジェネリック医薬品に対する取り組み

■ジェネリック医薬品をご利用ください

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分・効用で作られる後発医薬品です。先発医薬品は膨大な開発費をかけて製造しますが、ジェネリック医薬品はすでに臨床で使われて有効性や安全性が確立された先発医薬品と同じ品質で製造され、厳しい審査を受けて承認された薬です。コストが少なくすみ、先発医薬品と比較して価格が約 2~7 割安くなります。

安いジェネリック医薬品は、窓口での負担が少なくなるとともに医療費軽減になり、年々医療費が増加している現状に対応する 1 つの対策として注目されています。

■ジェネリック医薬品を処方してくださいと言にくいときは？

町国保では、『ジェネリック医薬品お願いカード』を作成しています。受診の際、『ジェネリック医薬品』での処方を言葉でお願いしにくいときは、このカードを医師または薬剤師に提示してください。ただし、ジェネリック医薬品を処方することができない場合などもありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。


ジェネリック医薬品
お願いカード

私はジェネリック医薬品を希望します。

医師・薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品をお願いします。

◇ジェネリック医薬品を処方することができない、あるいはふさわしくない場合があることも十分理解しています。

発行:阿見町

ジェネリック医薬品お願いカード ▲

感染症に注意しましょう

冬は、新型コロナウイルス以外にも、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症が流行しやすい季節です。感染症の種類が違っていても基本的な感染対策は同じです。引き続き、感染予防に努めましょう。

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス

主に、発熱、咳、全身のだるさなどの風邪のような症状が現れますが人によって症状が異なります。症状がある人は、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話連絡をした上で受診してください。かかりつけ医がない場合などについては、受診・相談センターにご相談ください。

● 受診相談センター

▼「県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター」 ☎ 029-301-3200（午前 8 時 30 分～午後 10 時）

▼「県亀ヶ崎保健所」 ☎ 029-762-2161（平日午前 9 時～午後 5 時）

● 受診前に心がけていただきたいこと

▼ 発熱等の風邪症状がみられるときは、学校や仕事を休み、外出を控える

▼ 発熱などの症状がみられたら、毎日体温を測定し、記録しておく

すでにワクチンを受けた人は、発症予防の効果が期待されますが、その効果は完全ではありません。ワクチンが普及し、感染者数を十分に抑えることができるまでは、引き続き感染予防対策を継続しましょう。また、現在、新たな変異株が世界各地で確認されています。変異株であっても、感染予防の対策は同じです。下記の感染対策のポイントをご参考ください。

今から気をつけたい感染症

インフルエンザ

のどの痛み、鼻汁、咳などの風邪のような症状に加え、38 度以上の高熱、頭痛、関節痛・筋肉痛、全身のだるさなどを、比較的急速に引き起こすウイルスです。

ノロウイルス

手指や食品などを介して感染し、嘔吐、下痢、腹痛などを引き起こすウイルスです。

※症状が治まった後も、数日～1 か月近く便とともに排出されます

感染対策のポイント

感染防止の 3 つの基本は、①身体的距離の確保、②手洗い、③マスクの着用です。

● 特に確認しておきたいポイント

● 3 密（密閉・密集・密接）を防ぐ

● 手洗い

石鹸で手を 30 秒以上洗うことで、手に付着している菌を 0.01% に減らすことができます。

● マスクの着用を含む咳エチケット

● 生活習慣を整える

バランスの良い食事や十分な休息をとる、適度に運動するなど基本的な生活習慣を整えることで、免疫力の低下を防ぎましょう。

● 適切な湿度の保持、こまめな換気

● ノロウイルスの場合のポイント

● 直接触れない、十分に消毒する

感染した人の便や嘔吐物、それらが付着した物（以下、「汚染物」）には、ウイルスが含まれています。汚染物を処理する際には、エプロン・手袋・マスクを着用して、処理と消毒を行いましょう。

● 加熱調理の徹底

カキやアサリなどの 2 枚貝を、生の状態で食べると発症する可能性があります。ウイルスの活性を失わせるためには、食品の中心部が 85～90 度の温度で、少なくとも 90 秒間の加熱が必要とされています。

阿見町の文化財・文学紹介

11月号

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

文学紹介：香墨の俳句鑑賞

正岡子規は、自身が記者を務める「日本新聞」に俳句革新を目指し様々な記事を掲載する。明治29年の「俳句問答」もその一つで、新俳句と月並俳句の差は何かという問いに答える形で、自分が目指す俳句を世に示した。

香墨もまた明治30年には新派へと転じ、同31年には子規主催の郵便句会「十句集」にも名を連ねるようになっていく。

明治30年から同31年香墨の句
草刈りの馬放ちたる夏野かな
稲熟し八重の雨雲山に入る



▼「渡邊香墨」平成31年刊行 所収筆者：渡邊光夫

お知らせ：『文芸あみ』作品募集しています！

「阿見町が生んだ作家 下村千秋の世界（平成24年）」に続き、「阿見町が生んだ俳人 渡邊香墨（平成31年）」が刊行されています（ともに、定価1000円）。

これを記念して、町民の皆さまをはじめ多くの人から広く作品を募集しています。優秀な作品を本紙面でご紹介しながら、阿見の文学活動をさらに振興したいと思っています。

俳句・短歌・川柳・随筆（400字以内）などをご投稿ください。各月末の締切です。

▼応募方法 はがき・封書郵送・公民館窓口持参・ファクシミリ可。様式自由。住所・氏名・年齢・電話番号・作品制作時の感動や状況、および発表可能なお名前（ペンネーム）をお知らせください。※個人情報保護は厳守します。

▼応募先 〒300-0333 阿見町若栗1886-1

生涯学習課（中央公民館内） 文芸あみ係

☎888-2526 ☎888-10032

団体紹介：「秀麗会」

秀麗会は舞踊を通じた活動をしており、町の芸能発表会等で日頃の稽古の成果を披露しています。また、夏にはまいあみまつりにも踊り手として参加しています。

通常であれば、毎月3回稽古を行っていただきます。

興味のある人はぜひご参加ください。

※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。



文化財紹介：君島のひよっこ（町指定無形民俗文化財）

170年前の嘉永4年（1851年）、君島村に疫病が流行したと言われています。村人たちは話し合い、牛頭天王（祇園信仰の神で疫病神を鎮めるとされる）をお祭りすることとしました。君島八坂神社の祇園祭はこのようにして始まったとされます。

ひよっこは、祭をより盛大なものにするために、近隣の村から招待していたものを、戦後になって地元青年会が中心となり自分たちで行うようになったことが始まりです。稲敷市の「蒲ヶ山のひよっこ」の系譜にあたり、君島芸能保存会がその伝統を継承しています。

にぎやかなおはやしに合わせて踊る姿は楽しい、見るものを引きつけます。

☎888-2526

生涯学習課文化財係（中央公民館内）



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

「日本航空界の草創期 海軍技術研究所航空研究部誕生前夜」

霞ヶ浦海軍航空隊（茨城大学農学部一帯）の西端に「海軍技術研究所航空研究部」という部署がありました。1932（昭和7）年に神奈川県横須賀市に移転するまでの約9年間、軍民を上げて欧米の航空機を研究していた時期に、日本の航空研究の最前線としてさまざまな実験や調査研究が行われていた場所です。今月は、海軍技術研究所航空研究部誕生前夜、日本航空界の草創期についてご紹介します。

1903（明治36）年、アメリカのライト兄弟が人類初の動力飛行に成功したころ、欧米各国では競うように航空機の研究が行われ、実用化されていました。研究が進むにつれて、特に軍事面においての有用性が重要視されるようになっていきました。

当時の日本には航空機の技術やノウハウはまったくありませんでしたが、その将来性や各国の動きを鑑みて、陸・海軍、文部省が合同で「臨時軍用気球研究会」を立ち上げました。当時のお金で60万円という予算がついたこの大プロジェクトの目的は、航空に関する研究、飛行機と気球の制作、気象観測等で、埼玉県所沢市に飛行場を定めて（現在の所沢航空記念公園）建設に取りかかるとともに、日野熊蔵陸軍大尉をドイツに、徳川好敏（よしとし）陸軍大尉をフランスに派遣して航空機の操縦や取り扱いを学び、実機を輸入しました。

1910（明治43）年12月19日、整地中だった所沢飛行場に代わり、代々木練兵場（現在の代々木公園一帯）にて、徳川大尉が操縦するアンリ・ファルマン式複葉機が最高高度70メートル、距離3000m、4分間の飛行を行いました。これが日本における初飛行で、研究会の設立から1年半後のことでした。

ちなみに、徳川大尉の父は水戸徳川家10代藩主徳川慶篤（よしあつ）の二男で、最後の将軍徳川慶喜（よしのぶ）は大叔父にあたります。

さて、この研究会は陸軍が主体となり陸上機の研究に力を入れていましたので、海を主戦場とする海軍はやがて独自に水上機の研究を開始します。

金子養三海軍大尉をフランスへ、中島知久平（ちくへい）海軍機関大尉ほか2人をアメリカへ派遣した海軍は、1912（明治45）年に「海軍航空術研究委員会」を発足させ、当時名もない漁村であった神奈川県横須賀市追浜に海軍初の飛行場を建設しました。『海軍航空史話』（1944年）によれば、帰国した金子大尉らが同年横浜沖で行われた大正天皇初めての観艦式において、アンリ・ファルマン式水上機等で天覧飛行を行ったのが海軍における初飛行となりました。

金子養三大尉は霞ヶ浦海軍航空隊の設立にかかわった人物であり、中島知久平機関大尉は、のちに海軍を退職して中島飛行機株式会社を起こし、日本の航空業界をけん引した人物です。中島飛行機は、戦時中阿見町中央にあった中島飛行機若栗工場（現在のフタムラ化学茨城工場一帯）の親会社でもあります。海軍航空の創成期に活躍した人物は、阿見町の歴史にも関わっているのです。



▲1911（明治44）年フランスの飛行場を視察する金子大尉（右）『海軍航空史話』和田秀穂著より個人蔵

学芸員のつぶやき

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、状況により事前の予告なく臨時休館となる場合があります。最新の情報は予科練平和記念館ホームページや公式Twitter、Facebook等でお知らせします。

▼ホームページ:<https://www.yokaren-heiwa.jp/> ▼公式Twitter:twitter.com/yokarenpmm

▼公式Facebook:facebook.com/profile.php?id=100052365353925

インフォメーション

お知らせ 男女共同参画センター から①②

① 男女共同参画パネル展「パートナー等に対する暴力の撲滅」開催

毎年11月は、県の男女共同参画推進月間であり、11月12日から25日までの2週間は、国の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。町ではこの期間に合わせて、パネル展を開催します。

暴力は人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。しかし、令和2年度のドメスティックバイオレンス(DV)相談件数は過去最多となり、さらなる被害も懸念されています。この機会に暴力の問題について考えてみませんか？

▼期日 11月14日(日)～25日(木) ※月曜日休館日

▼時間 午前9時～午後7時(最終日は午後3時まで)

▼場所 中央公民館1階ホール

▼内容 DV・児童虐待等

② 男女共同参画センター講座『働く女性のストレス対処』

『私らしく働くためのストレスケア』開催

新型コロナウイルス感染症の

拡大に伴い、私たちの生活にも大きな影響が出ています。対人関係・仕事・子育て・家庭の切り盛り等に追われ、無理をしていることはありませんか？

この講座では、ストレスとの上手な付き合い方や、こころのメンテナンスなど自分らしい対処法を学びます。お待ちしています。

▼期日 11月20日(土)

▼時間 午後1時30分～3時

▼場所 中央公民館1階多目的室

▼参加料 無料

▼講師 伊藤厚子氏(臨床心理士・メンタルサポートアレーズ代表)

▼定員 15人(定員で締切)、託児サービスあり(2歳以上の未就学児、定員2人)

▼申込方法 左記へ電話、ファクシミリ、メールのいずれかで申し込む

男女共同参画センター ☎ 89613181(電話・ファクシミリ番号兼用)

danjokudosankakucenter@townanimg.jp

お知らせ 全国一斉『女性の権利ホットライン』強化週間実施

法務省と全国人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカリーなど女性をめぐるさまざまな人権問題に積極的

に取り組むことを目的として、全国一斉『女性の権利ホットライン』強化週間を実施し、悩みを持った女性からの相談に応じます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

▼期間 11月12日(金)～18日(木)

▼時間 午前8時30分～午後7時 ※土・日は午前10時～午後5時

▼電話番号 05701070810

▼相談員 人権擁護委員・法務局職員

男女共同参画センター ☎ 029122719919

お知らせ 在宅酸素療法時の火気の取扱いにご注意ください

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅酸素療法を行う自宅療養者が増加しています。

在宅酸素療法に使用する酸素濃縮装置、液化酸素装置および酸素ボンベ(以下「酸素濃縮装置等」という)の使用中に、喫煙等火気使用が原因と考えられる火災が発生していることから、これまで厚生労働省医薬・生活衛生局および日本産業・ガス協会等において注意喚起が行われてきたところです。

在宅酸素療法を行う際は、酸素吸入時の火気の取扱いに

ついて、左記の事項に十分注意してください。

● 在宅酸素療法を受けている患者やその家族等にご注意いただきたい事項

▼ 高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となります

▼ 酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲2m以内には、火気を置かないでください。特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないでください

火気の取扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはありませんので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入して下さい

阿見消防署 ☎ 88710119

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場『夜間飛行訓練』

ヘリコプター2・3機による標記訓練を行います。

▼日時 11月16日(火)・17日(水)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎ 84211211(3420)

〈広告欄〉

家族だけの小さいお葬式

とにかく簡単に	火葬だけ行う	通夜をしない
直葬 9.9 (税込) 万円	火葬式 16.5 (税込) 万円	1日葬 29.7 (税込) 万円

小さな家族葬 専門葬儀社 **シンプルセレモニー**

365日 24時間すぐ対応 ☎ 029-846-3130

相模センター：茨城県稲敷郡美浦村受領875-1

雑貨・家具・カーテン販売 BASE nello

オーダーカーテン・オーダー家具の
プレゼン・レイアウト無料にて承ります!!

TEL. 029-888-6119

株式会社 ネロ・デザイン

稲敷郡阿見町吉原2011-4 BASE nello 1F



インフォメーション

募集『生活習慣病?! 撃退アクティ ブステーション』参加者募集

1 ステーション1 野外でアク
ティブ1時間

期日 11月9日(火)～12月
14日(火)の毎週火曜日計6回

時間 午前10時～11時

場所 総合運動公園陸上競技場

内容 自然の中でのストレッチ
チ・ウォーク&ラン・軽い筋トレ

2 ステーション2 屋内でアク
ティブ1時間

期日 11月11日(木)～12月
16日(木)の毎週木曜日計6回

時間 午前9時30分～10時30分

場所 町民体育館

内容 リラクゼーションストレッチ・ス
ポーツ・軽い筋トレ

3 ステーション3 自宅でアク
ティブ30分

期日 11月10日(水)～12月
18日(土)の毎週水・土曜日
計12回

時間 午前9時～9時30分

場所 自宅(ZOOMで実施)

内容 楽しくラジオ体操・
リラクゼーションストレッチ・
軽い筋トレ

講師 1 3ともに阿見ACC
スタッフが担当します。どの
ステーションにするかは、ラ
イフスタイルや好みに合わせ
て選択してください

定員 1 2 30人(定員で締切)

3 制限なし

申込方法 10月29日(金)から

受付(午前9時～午後5時)

申込方法 左記へ電話か直接
申し込む ※祝日・月曜日は
除く

生涯学習課(中央公民館内)

888-12526

お知らせ
土浦・阿見都市計画変更
(案)の縦覧について

都市計画法第21条第2項の規
定において準用する同法第19条
第1項の規定による地区計画の
変更にあたり、同法第17条第1
項の規定に基づき、標記縦覧を
左記のとおり行います。

この計画(案)に意見のある人
は、左記縦覧期間満了日まで意
見書を提出することができます。

期間 11月16日(火)～30日
(火) ※土・日・祝日を除く

時間 午前8時30分～午後5
時15分

内容 荒川本郷地区・地区計
画の変更

意見書の提出先 〒300-
0392 阿見町中央1-1-1
阿見町長千葉繁あて(都市計
画課扱い)

阿見町都市計画課 888-1111
(231)

募集「行政書士無料相談会」 開催

毎月第3日曜日に行政書士に
よる無料相談会を開催します。
おひとりでも悩まず、どうぞお

気軽にご相談ください。

期日 11月21日(日)

時間 午後1時30分～午後4
時30分 ※ご相談は1組30分
程度

場所 中央公民館多目的室

相談内容 相続・遺言・帰化、
外国人の在留資格、農地転用、
許認可関係、法人設立、権利
義務や事実証明に関する相談
等、事業の手続きや暮らしの
手続き

申込方法 平日午前9時～
午後1時に左記に電話申し
込み

阿見町議会報告会を開催します

阿見町議会では、阿見町議会基本条例に基づき、開
かれた議会を目指して議会報告会を開催します。

議会の活動状況や議会に関する情報を町民の皆
さまにお伝えし、ご意見を伺います。

今回も、新型コロナウイルス感染症予防のため
事前申し込み制となりますので、参加を希望され
る人は下記にお申し込みください。

▼日時 11月7日(日)午前10時～正午

▼場所 中央公民館

▼内容 9月定例会で審議された内容報告および
意見交換

▼申込 11月4日(木)までに電話で議会事務局に
申し込む(定員20人程度)

※当日はマスクの着用をお願いします

◎ 議会事務局 ☎888-1111 (331)

お知らせ 県立霞ヶ浦聾学校 「学校公開」実施

今年度の学校公開も新型コロナ
ウイルス感染症対策により、
ホームページでの学校紹介を行
います。

本校のさまざまな活動につい
て掲載しますので、ぜひご覧く
ださい。

期日 11月1日(月)～30日(火)

内容 幼稚部・小学部・中学部・
相談支援部の活動・学校案内等

県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-
1555 ☎889-12413

HP <http://www.kasumigauro-sd.jp>

ikaked.jp



〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

**住まいのことなら
美都住建へ**

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○付帯設備、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

【本 社】阿見町実穀 1283-10
TEL.029-842-7196

【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許 (5) 第5548号

有限会社 美都ツ和ワ

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

インフォメーション

募集「社交ダンス無料体験講座」参加者募集

これから社交ダンスを始めた人にピッタリの講座です。

▼期日 11月7日(日)

▼時間 午後1時～4時

▼場所 君原公民館研修室

▼参加料 無料

▼申込方法 開催日に直接会場
で申し込む

▼町体育協会ダンススポーツ部

只野 ☎090-7925-7703

募集「かすみ公民館特別講座」参加者募集

宇宙エレベーターは、宇宙と地球を結び、人やモノを運ぶ輸送システムです。将来の完成を目指して、一連の技術開発への取り組みがすすめられています。宇宙エレベーターの基礎知識、そして実現に向けての技術的な取り組みについてお話いただきます。

▼期日 12月19日(日)

▼時間 午前10時～11時30分
(開場9時30分) ※質疑応答
時間含む

▼場所 かすみ公民館1階多目

的ホール

▼講師 石川洋二氏(株式会社

大林組技術本部未来技術創造
部上級主席技師)

▼対象 小学校5年生以上の町
内在住・在勤・在学者

▼定員 90人(応募者多数の場合
抽選)

▼参加料 無料

▼申込期間 11月2日(火)～12
月12日(日)

▼申込方法 左記に電話、ファ
クシミリまたは直接申し込む
(月曜日・祝日は休館)

▼町 かすみ公民館 ☎888-
8111 ☎888-9161

お知らせ 県最低賃金が「時間額879 円」に改定されました

茨城県最低賃金は10月1日
(金)から、時間額879円(昨
年度額から28円引上げ)に改定
されました。

この最低賃金額は、年齢や
パート、学生アルバイトなどの
雇用形態にかかわらず、県内
で働くすべての労働者に適用さ
れます。

詳しくは、下記または最寄りの
労働基準監督署へお尋ねくだ
さい。

※最低賃金引上げに向けた事業
者(特に新型コロナウイルス
感染症拡大影響下において、
事業継続や雇用維持に尽力す
る中小企業・小規模事業者)

への支援として、下記の相談

窓口や助成金を利用できます

▼専門家による無料相談窓口

茨城県働き方改革推進支援セン
ター ☎0120-0971-
728

▼業務改善助成金

右記センターが茨城県労働局雇
用環境・均等室 ☎029-
277-8294

▼茨城県労働局労働基準部賃金室
☎029-224-6216

募集「みんなで見守り!防ごう高齢 者の消費者トラブル」受講者募集

高齢者を見守る皆さんの消費
者力アップにより、高齢者を狙
った消費者トラブルへの気づき
を深めるため、左記講座を実施
します。高齢者の見守りに関心
のある人からのご応募をお待ち
しています。

▼期日 11月24日(水)

▼時間 午後2時～4時15分

▼場所 県県南生涯学習センタ
ー(土浦市大和田町)

▼内容 インターネットトラブ
ルから高齢者を守る

▼対象 県内在住・在勤・在学者

▼定員 40人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込期間 11月23日(火)まで

▼申込方法 ①②いずれかの
方法で申し込む①下記ホーム
ページから申込書入手し、
郵送かファクシミリで申し込

む②いばらき電子申請・届出

サービス・アドレスは左記ホ
ームページをご参照ください

▼〒300-0802水戸市柵町

1-3-1水戸合同庁舎1階県
消費生活センター ☎029-
224-4772 ☎029-
226-9156

HP [https://www.pref.ibaraki.jp/
seikatsukankyo/syose/navi/
project/educate/f3participant.
html](https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/educate/f3participant.html)

お知らせ 建退共制度をご存知ですか?

建退共制度は、建設業を営む
事業主の皆さまが、労働者の働
いた日数に応じ掛け金となる共
済証紙を共済手帳に貼り、その
労働者が建設業界で働くことを
辞めたときに建退共から退職金
を支払うという、いわば建設業
界全体での退職金制度です。

建退共ホームページに制度説
明用動画、Q&Aなど、建退共
制度の詳しい情報が記載されて
います。ぜひご覧ください。

▼加入できる事業者 建設業を
営む人

▼対象となる労働者 建設業の
現場で働く人

▼掛金 月額320円

▼建退共茨城県支部 ☎029-
225-0095

HP [http://www.kentaikyoo.
taisyokukin.go.jp](http://www.kentaikyoo.taisyokukin.go.jp)

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～		輝く笑顔が充実の証	
◆霞ヶ浦高等学校 入試説明会		◆附属中学校 令和4年度入試日程	
11/13(土) AM9:00～		専願入試 11/27(土) 12/18(土)	
※日程が変更となる場合がございます。HPをご確認ください。		一般入試 12/18(土) 1/29(土)	
			
霞ヶ浦高等学校・附属中学校 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地			
【高校】☎029-887-0013 FAX:029-887-9380		【中学校】☎029-888-8208 FAX:029-888-8016	
HP https://www.kasumi.ed.jp		HP https://www.kasumi.ed.jp/junior/	



お知らせ
親子相談ルーム『くれよん』

お子さんのことで「気になること」や「心配なこと」がありませんか？ 未就学のお子さんの発達についての不安や関わり方などについて、心理相談員・保健師が個別相談に応じます。

親子相談ルーム『くれよん』は予約制のため、事前に下記にお問い合わせください。

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼申込方法 電話または直接下記に申し込む

▼健康づくり課（総合保健福祉会館内）☎888-2940

お知らせ
町シルバー人材センター

入会説明会開催

▼期日 11月9日（火）

▼時間 午前9時30分から1時間程度（5分前までに集合・要事前予約）

▼場所 町シルバー人材センター（総合保健福祉会館別館）

▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人（入会承認制）※特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

「マイホームのミニ営繕」

引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

▼（公社）町シルバー人材センター ☎888-2036

お知らせ
税務署で国税に関する相談をご希望の人へ

国税に関するご質問がありましたら、国税庁ホームページ「タックスアンサー」をご利用ください。

また、国税に関する一般的なご相談は「国税局電話相談センター」において、国税局の職員がお答えしています。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談内容につきましては、税務署において面接にて相談をお受けします。

面接相談は、納税者の皆さまに分かりやすく説明するために十分な面接時間を設ける必要があるため、電話で事前相談日時等をご予約いただいています。

※詳細は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

▼竜ヶ崎税務署 ☎0297-6611303

お知らせ
「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」実施

10月1日～11月30日は「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」実施期間です。

麻薬・覚醒剤・大麻シンナー・危険ドラッグ等の薬物乱用は、乱用者の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因などの危害をもたらします。薬物の恐ろしさを正しく認識して薬物乱用を根絶しましょう。

▼県竜ヶ崎保健所衛生課 ☎0297-6212163

募集
「関東近県生涯学習・社会教育実践研究交流会」開催

本交流は、地域の課題を学び、解決につなげる取り組みを行っている自治体や団体などの実践発表を通して、参加者同士が知識や技術を学び合うとともにネットワークをつくることを目的に実施しています。ぜひご参加ください。

▼開催期間 11月30日（火）まで

▼開催方法 オンライン開催

▼参加料 無料

▼申込方法 左記ホームページから申込書を入力し、メールかファクシミリで申し込む

▼県教育庁生涯学習課 ☎029-301153118 ☎029-30115339

HP <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/syogai/>

syogai/kenkyu/index.html

お知らせ
「ハローキティ×TMライナー」コラボレーション運行キャンペーン実施

県では、令和元年10月1日より、水戸から土浦・つくばを結ぶ都市間高速バス「TMライナー」の増便実証運行を実施しています。この度、TMライナーの増便運行開始2周年を記念し、ハローキティとコラボしたキャンペーンを実施します。

詳細は県ホームページをご覧ください。

▼県交通政策課 ☎029-30112604

HP https://www.pref.ibaraki.jp/kkaku/kotsuseisaku/chikikoutsu/liner_kitty.html

代外
「無料調停相談会」開催

▼期日 12月4日（土）

▼時間 午前10時～午後3時

▼場所 土浦市亀城プラザ（土浦市中央）

▼相談内容 ▼民事：土地建物・交通事故および金銭問題 ▼家事：夫婦・親子・相続等の家庭問題 等のお悩みを土浦協定会所属の調停員がその調停手続きについて相談に応じます

▼その他 申込不要

▼土浦協定会（水戸地方家庭裁判所土浦支部内） ☎821-4647

〈広告欄〉

相続による名義変更の相談は
菊池司法書士事務所
Tel 090-2621-0049 へ

相談は事前の予約が必要です（自宅出張可）
9:00～17:00
稲敷郡阿見町うずら野三丁目17番地16
司法書士 菊池信雄

お気軽にご相談ください！！
相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
* 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 郵便局 コンビニ 菊池信雄 司法書士事務所（神林ビル2階）

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所（簡裁訴訟代理等関係業務認定）司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日 午前9:00～午後6:00）
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

防災行政無線フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話でも確認することができます。
(通話料は無料です)

☎0120-131-813

あみメール登録をお願いします



▲二次元コード

スマートフォン等で **t-ami@sg-m.jp**
まで空メールを送信していただくか、
左記二次元コードを読み取り、専用
サイトにアクセスして登録してくだ
さい。

定例相談

行政相談

日 時 11月4日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階302会議室
問い合わせ 行政相談:総務課 ☎888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談
は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

公共機関電話番号

うずら出張所

☎841-1167

健康づくり課

☎888-2940

福祉センターまほろば

☎887-3969

地域子育て支援センター

☎891-2772

阿見消防署

☎887-0119

火災情報案内

☎0297-64-0119

上下水道課

☎889-5151

霞クリーンセンター

☎889-0091

中央公民館

☎888-2526

君原公民館

☎889-1363

かすみ公民館

☎888-8111

本郷ふれあいセンター

☎830-5100

舟島ふれあいセンター

☎840-2761

吉原交流センター

☎889-0277

図書館

☎887-6331

予科練平和記念館

☎891-3344

総合運動公園

☎889-2788

教育相談センター

☎888-1225

町民活動センター

☎888-2051

町男女共同参画センター

☎896-3181

消費生活センター

☎888-1871

町民ダイヤル

☎887-6600

牛久警察署

☎871-0110

牛久警察署 阿見地区交番

☎888-0110

人口と世帯

総人口 48,316人 (+ 65) ▽10月1日現在
男 性 24,033人 (+ 37) ▽常住人口ベース
女 性 24,283人 (+ 28) ▽()内は前月比
世帯数 20,772世帯 (+ 55) ▽総務課調べ

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)
介護保険料(5期)

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(6期)

納期限 11月30日(火) 納期限 12月27日(月)

救急車出動状況 9月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	89件(977)
出場件数 137件(1443)	交通事故	9件(99)
	一般負傷	21件(201)
※救急車の適正な利用を お願いします	そ の 他	18件(166)
	合 計	137件(1443)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原公民館、本郷・舟島ふれあいセンター、吉原交流センター、予科練平和記念館、町民活動センター
▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店